

## 第6回理事会議事録

令和5年11月2日(木) 13:30～15:16

広島県PTA連合会事務局

出席：(理事) 橋本・岩本・名古屋・村上・生田・立石・磯道・河本・畠山・柏崎・西本・脇原・森重・池岡

(監事) 浦上・本多・下土居

(オブザーバー) 山本

欠席：(理事) 小松・石橋・山下・吉永・渡辺

(定数確認)

1 開会 会長挨拶

2 本日の日程説明

10:00～ 三役会

13:30～ 理事会

15:00～ 委員会

座長(会長) 司会(立石副会長) 記録(事務局) 議事録署名人(柏崎)(河本)  
※会則第40条 ※会則第42条

資料 広島県PTA連合会会則

3 報告事項等

(1) 日本PTA全国協議会関係

①令和5年度国内研修事業の参加について (P1～2)

日Pから募集要項等が届いたので、該当郡市P連に書類を送付した。

②個人情報保護法の改正について (別紙)

情報提供である。

③その他

(2) 日P広島大会進捗状況報告

①記録誌

文字起こしのされたものを出演者に送付し、修正のやりとりの作業に入っている。

②会計

支払いを進めている。

③中間監査

・中国ブロック協議会 11月中

・日本PTA全国協議会 12月8日(金)

(3) 渉外報告

柏崎さん：10/17 ひろしま給食推進プロジェクト検討会議(第2回)に参加した。

4 主な協議・確認事項

(1) 経過報告と予定 (P3)

(2) 各委員会報告 (P4)

①総務

②教育研修

③広報：県P新聞に掲載する県教委の原稿は11月中旬まで待つてほしいという連絡がきた。

(3) 総会時天候等による中止連絡について

- ・現在は、その都度、三役で協議し決めるようにしている。
- ・基準を決めるようにしたい。  
(例) 会場のある地域の警報等の状況に応じて決めることにしてはどうか。  
総会の場合だと広島市の警報発令状況によって決める等。

(4) 開かれた県P連理事会について

①理事会のライブ配信

今後、総務委員会で検討する材料として、本日の理事会の様子をテストで録画してみ  
て、どんな様子になるのか見て、今後判断していきたい。  
ライブなのか録画なのかも含めて検討する。

(意見)

理事会議事録をすべて公開することが出来た時に、ライブ(録画)配信を考えるべき  
ではないか。

理事会の中で、個人を特定することがあった場合は、動画を止めることも必要であ  
る。

報告事項だけライブ配信にして、協議事項は配信しないというようにメリハリをつけ  
ることが必要ではないか。

県P連理事会のことをHPにアップすることが決まれば、公開時期を合わせて、県P  
新聞「陽だまり」にも理事会の様子を掲載していきたい。

②議事録等の公開(写真も?)

(総務委員会案)

県P連理事会議事録をホームページに公開する場合、理事会での協議項目や決定事項  
のみ掲載する。

会議の様子の写真も公開してはどうか。

個人情報の問題もあることから、詳細の議事録は、県P理事・監事にとどめておく。

(意見)

「議事録」として掲載する場合に、議題や決まったことだけにするなら、それは議事  
録ではなくなるので、次第のみ掲載した方がいいのではないか。

尾道市P連のHPに会議記録をアップしているが、会員から反応はない。

(結論)

公開する内容は、今後、総務委員会で検討していく。

公開する方向については、挙手多数により承認

(5) 令和6年度会長研修会について

①講師謝金について・・・謝金15万円+交通費

高杣さんの事務所には、90分講演をお願いしている。

交流会に案内するか教育研修委員会で検討後、次回、理事会に諮る。

②グループディスカッションの分け方について

(教育研修委員会案)

小・中別のみ分けておいて、当日、分科会会場において、学年クラス数別にプラカ  
ード分けを試みる。

(三役会案)

小学校，中学校，小・中一貫校の3つに分ける。

(意見)

自分の所属学校がどうなのかで決めるのではなく，参加者が話したい学校の規模別に分かれたらどうか。

グループディスカッションはフリートークなので，各グループのテーマは，各グループによる。必ずしも学校の規模の話になるわけではない。

テーマ別にグループを分けてはどうか。

今のグループディスカッションは，結論や解決を求めるものではなく，意見交換できる場である。

グループディスカッションではなく，「意見交換会」という名称にしたらどうか。

意見交換なら，テーマのしぼりを設けない方がいい。

(結論)

あらためて教育研修委員会で協議する。

(6) 広島県PTA研究大会について (P 5)

①期日 令和6年12月7日(土)

②講師の選定について(石川 千明 氏)

(結論) 石川千明氏に交渉することについて，挙手多数により承認。

事務局が石川氏に交渉する。

(7) 令和6年度広島県PTA連合会総会次第について (P 6)

①75周年行事表彰式

P 6赤字が例年とは異なるところである。

(結論) 挙手多数により承認

(8) 広島県PTA連合会会則改正 (P 7～8)

①日本PTA全国大会実施に係る特別規定の削除

P 7赤字のところを改正案である。

(結論) 挙手多数により承認

(9) 令和6年度事業計画(案)について (P 9)

①スローガンを検討(総務委員会) ※1月の理事会には提案

総務委員会で検討して，1月の理事会に提案する。

(10) 令和6年度関係書類等の送付について (P 10～21)

①P 11研究大会担当郡市等一覧表(案)を一部次のように修正

【修正前】※中国ブロック大会は東部と西部の輪番とし，開催郡市P連名は概ね開催3年前の理事会で決定する。→(変更案)広島県P連理事会が主管となり，開催地は広島市とする。

【修正後】※中国ブロック大会は，広島県P連理事会が主管となり開催する。

(結論) P 11を修正して，P 10～21を各郡市P連に送付することを，挙手多数により承認

(11) 第71回日本PTA全国研究大会実行委員会解散式並びにレセプションのご案内

(P 22～25)

(結論) 各郡市P連に送付することを挙手多数により承認

- (12) 広島県教育委員会との意見交換会議題について (別紙)  
別紙の方向性でいいか理事会の承認を得て、県教委に提出する。  
別紙を県教委に提出し、やりとりをして、正式なものを作成する。  
(結論) この方向性でいくことを挙手多数により承認

- (13) 広島県PTA総合保障制度 内容検討について (P 2 6)  
※本日決定の必要あり

割引率が下がることを受け、保険会社から新プラン案を提案された。  
自転車事故があった時の示談交渉サービスは含まれている。もめた段階でなく、やりとりのはじめから示談交渉サービスがついている。個人賠償は、保険会社が弁護士の代行でやりとりをする。

提案1は、今までの保障内容にそったもの。  
提案2は、保障内容をおさえて、掛金もおさえたもの。

(結論) 提案2とすることを挙手多数により承認

## 5 連絡事項

- (1) 共済事業(団体保険)支払実績表 (別紙)

- (2) 令和5年12月14日 三役会・理事会案内 (P 2 7)

## 6 回覧

- (1) 令和5年10月理事会議事録  
(2) 委員会記録

## 7 その他

- 8 閉会(村上副会長 挨拶)

※赤字が例年とは異なるところ

## 令和6年度広島県PTA連合会

### 総会次第

令和6年6月6日(木)開催

- 1 開会宣言
- 2 国歌斉唱並びにPTAの歌斉唱
- 3 開会挨拶
- 4 来賓祝辞
- 5 広島県PTA連合会創立75周年記念表彰状贈呈
- 6 被表彰者謝辞

~~~~ 来賓退場 ~~~~

- 7 議長並びに副議長選出
- 8 議事録作成人及び議事録署名人の指名
- 9 議 事

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 第一号議案 | 令和5年度事業報告について     |
| 第二号議案 | 令和5年度決算について       |
| 第三号議案 | 広島県PTA連合会会則改正について |
| 第四号議案 | 令和6年度事業計画(案)について  |
| 第五号議案 | 令和6年度予算(案)について    |
| 第六号議案 | 令和6年度役員選出について     |
- 10 議長退任挨拶
- 11 退任役員感謝状贈呈
- 12 退任役員挨拶
- 13 閉会宣言

広島県PTA連合会会則改正(案)

- 1 第4章第10条を変更する。(令和5年6月2日定例総会で承認済)
- 2 第12章第45条を追加する。
- 3 細則の2を変更する。(令和5年6月2日定例総会で承認済)
- 4 細則の6を削除する。

広島県PTA連合会会則細則 新旧対照表

| 【現 行】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 【改 正】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 役員および事務局</p> <p>第10条 本会に次の役員を置く。</p> <p>会 長 1名<br/>副会長 4名以上<br/>会 計 1名<br/>監 事 3名<br/>理 事 <u>19名</u> (会長・副会長・会計を含む)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>第4章 役員および事務局</p> <p>第10条 本会に次の役員を置く。</p> <p>会 長 1名<br/>副会長 4名以上<br/>会 計 1名<br/>監 事 3名<br/>理 事 <u>17名</u> (会長・副会長・会計を含む)</p>                                                                                                                                                                                                   |
| <p>第12章 附 則</p> <p>第45条 (略)</p> <p>本改正会則は令和5年6月2日から実施する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>第12章 附 則</p> <p>第45条 (略)</p> <p>本改正会則は令和5年6月2日から実施する。<br/><u>本改正会則は令和6年6月6日から実施する。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>細 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ブロックとは、県内の教育事務所管内毎を基準とし、郡市PTA連合会を7つのブロックとするものである。詳細は別表に定める。</li> <li>2 理事は、各郡市PTA連合会より各1名選出する。<br/><u>さらに、令和5年度に限り、西部①・西部②・西部③・西部④より1名、東部①・東部②・東部③より1名選出する。</u></li> <li>3 監事は、東部①・東部②より1名、西部①・西部②・西部③より1名、西部④・東部③より1名を代議員中より選出するものとする。</li> <li>4 代議員数の算出は1郡1町の地区にあっては他地区の2分の1とする。</li> <li>5 本会は、広島県PTA連合会に所属する単位PTAの会員をもって構成する。</li> </ol> <p><u>6 令和6年度総会前日をもって細則の令和5年度に限った文言を削除し、第4章第10条の理事数を17名(会長・副会長・会計を含む)とすることを、令和6年度総会から実施する。</u></p> | <p>細 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ブロックとは、県内の教育事務所管内毎を基準とし、郡市PTA連合会を7つのブロックとするものである。詳細は別表に定める。</li> <li>2 理事は、各郡市PTA連合会より各1名選出する。</li> <li>3 監事は、東部①・東部②より1名、西部①・西部②・西部③より1名、西部④・東部③より1名を代議員中より選出するものとする。</li> <li>4 代議員数の算出は1郡1町の地区にあっては他地区の2分の1とする。</li> <li>5 本会は、広島県PTA連合会に所属する単位PTAの会員をもって構成する。</li> </ol> |